

滋賀県基本構想実施計画（第3期）骨子案について

1. 基本構想実施計画について

基本構想の計画年度(12年間)を3期に分けて策定。第3期の基本構想実施計画は、現基本構想の最終期にあたり、計画期間は令和9年度(2027年度)から令和12年度(2030年度)の4年間。

2. 骨子案のポイント

実施計画(第2期)の構成を基調としつつ、社会情勢の変化や新たに生じた課題、見出した可能性等を踏まえ作成。

○総合目標の設定

- 実施計画(第2期)の総合目標（「感じている幸せの度合い」「滋賀を誇りに思う人の割合」「滋賀に住み続けたいと思う人の割合」）を継承し、引き続き、その上昇と基本構想に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて取組を進める。

○政策の展開

- 基本構想の4つの視点（人・経済・社会・環境）で描く目指す姿を実現するために、「ひと・社会・経済・自然」からなる「健康しが」の取組を進めることとし、その政策を10の柱にまとめ、柱ごとに目指す方向性と施策の展開を記載。
- また、全体に通じる視点「ひとづくり」「ともにいきる」「地域社会のり・デザイン」の3つを、どの施策を展開するうえでも意識するものとして記載。

○いまの基本構想の先を見据えて…

- 実施計画(第3期)の計画期間中に、現基本構想の次に向けた検討を進めるにあたって、次なる目指す姿の輪郭等のイメージを共有できる記載を予定。